

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程

平成18年11月15日

18 教 規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第5条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における外国人語学教員及び外国人研究員(以下「外国人語学教員等」という。)の雇用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、外国人語学教員とは、本学において外国語科目を担当させることができる高度の専門的学識又は技能を有する外国語を母語とする外国人で、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第16条にかかわらず学長の下、常勤の語学教員として人事異動通知書により、本学と雇用契約を締結する者をいう。

2 外国人研究員とは、本学における学術研究の推進を図るため本学が招へいし、常勤の研究員として人事異動通知書により、本学と雇用契約を締結する外国人をいう。

(選考)

第3条 外国人語学教員の選考は、学長から選考を委任された大学教育委員会が行うものとする。

2 大学教育委員会は、外国人語学教員選考にあたり選考規程等を別に定めるとともに、教育研究評議会に対して、採用計画及び選考結果を報告するものとする。

3 外国人研究員の選考は、招へいする組織運営規則第22条に規定する部局(以下「部局」という。)が行うものとする。

(給与)

第4条 外国人語学教員等の給与については、別に定める。

(退職手当)

第5条 外国人語学教員等への退職手当は、支給しない。

(任期)

第6条 外国人語学教員の任期は、3年を超えない範囲内で定める。

2 外国人研究員の任期は、同一会計年度の範囲内で定める。

(任期の更新)

第7条 外国人語学教員の任期は、勤務実績を勘案した評価を行ったうえで、雇用契約終了の際に、1回に限り更新することができる。

2 前項による任期は、2年を超えない範囲内の雇用契約で定める。

3 外国人研究員の任期は、雇用契約終了の際に、1回に限り更新することができる。

4 前項による任期は、前条第2項による。

(住居)

第8条 外国人語学教員等は、本学が所有する施設に、使用料等を負担したうえで入居することができる。

2 前項による適当な施設がない場合、本学は外国人語学教員に対し、別に定めるところにより住居手当を支給することができる。

(諸手続き)

第9条 外国人語学教員等に係る諸手続きについては、関係チームの協力のもと行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、外国人語学教員等には、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年11月15日から施行する。

なお、外国人研究員に係る規定は、平成19年4月1日から適用する。

2 この規程の施行日から平成19年3月31日までの間、採用される外国人研究員については、国立大学法人東京農工大学外国人教師等に関する規程(平成16年4月7日制定)を適用する。

3 国立大学法人東京農工大学外国人教師等に関する規程(平成16年4月7日制定)は、平成19年3月31日限り廃止する。

4 国立大学法人東京農工大学外国人教師及び外国人研究員退職手当支給要項(平成17年9月21日制定)は、平成19年3月31日限り廃止する。